

市役所からの お知らせ

国民年金

国民年金基金をご存知ですか

国民年金基金は、少しでもゆとりある老後を過ごすことができるように、国民年金（老齢基礎年金）の上乗せとして給付をする公的な個人年金制度です。

加入できるのは、20歳以上60歳未満の国民年金の第1号被保険者で国民年金保険料を納めている方および60歳以上65歳未満の方や海外に居住されて国民年金に任意加入されている方です。

掛金は、希望される年金の型と口

数・年齢・性別で決まり、受け取る年金額もわかるため、老後の生活設計に役立ちます。

掛金額は一定で、全額社会保険料控除の対象となり、受け取る年金は公的年金等控除の対象となるので、2つの税法上のメリットがあります。

問合先 全国国民年金基金大阪支部
☎ 0120（65）4192

後期高齢者医療

後期高齢者医療制度の
簡易申告制度

後期高齢者医療制度の保険料賦課決定や高額療養費の自己負担限度額判定のために府後期高齢者医療広域連合に所得額（所得額が「0円」の場合も含む）の申告が必要な場合があります。申告をされていない方は健康づくり課 ☎（275）6392へお問い合わせください。

国民年金

納付が困難な場合は、ご利用ください

保険料の免除・納付猶予制度

令和2年度（令和2年7月～3年6月）の免除・納付猶予を希望される方は、市役所の国民年金窓口で手続きを行ってください。（郵送手続きも可）

日本年金機構において前年の所得などを審査した後、結果を通知します。なお、すでに納付された期間は、免除の対象とはなりません。

問合先 市民課 ☎（275）6241

■手続きに必要なもの

①年金手帳 ②印鑑 ③平成31年1月1日以降に失業した方は、雇用保険被保険者離職票・雇用保険受給資格者証、上記書類に準ずる公的機関の証明のうちいずれか1つ

	全額免除	納付猶予 (50歳未満)	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
保険料	全額を免除	納付を猶予	保険料の4分の3の金額を免除	保険料の半額を免除	保険料の4分の1の金額を免除
対象者	申請者、配偶者及び世帯主のそれぞれの前年所得が一定額以下の方	申請者及び配偶者のそれぞれの前年所得が一定額以下の方	申請者、配偶者及び世帯主のそれぞれの前年所得が一定額以下の方	申請者、配偶者及び世帯主のそれぞれの前年所得が一定額以下の方	申請者、配偶者及び世帯主のそれぞれの前年所得が一定額以下の方
年金受給額	全額の保険料を納めた場合と比べて2分の1の金額	年金額には反映しません	全額の保険料を納めた場合と比べて8分の5の金額	全額の保険料を納めた場合と比べて8分の6の金額	全額の保険料を納めた場合と比べて8分の7の金額
対象期間	令和2年7月分～令和3年6月分の保険料				
受給資格	年金を受けるための受給資格期間に算入されます				

※ 4分の3・半額・4分の1免除は、それぞれ免除された保険料の残額を納めなければ免除期間とはなりません。

被保険者証が変わります

8月から後期高齢者医療被保険者証が薄緑色に変わります。

新しい被保険者証は、7月下旬までに簡易書留で送付します。有効期限は令和3年7月31日までの1年間となっています。また、現在お持ちの被保険者証（橙色）の有効期限は、令和2年7月末日です。それ以後は使用できませんのでご注意ください。なお、新しい被保険者証（薄緑色）は、お手元に届いたときから使用できます。

※有効期限の過ぎた被保険者証は、破棄していただくか、担当窓口へ返却してください。

問合先 健康づくり課

☎ (275) 6392

保険料の決定（本算定）

令和2年度の後期高齢者医療保険料の決定（本算定）に伴い、被保険者の皆さんに保険料額決定通知書及び納入通知書（一体型）を7月中旬

に送付します。

保険料の納入方法は「年金からの天引き（特別徴収）」と納付書や口座振替等で納めていただく「普通徴収」の2通りになります。

また、年度途中に被保険者となつた方は、資格を取得した月から月割で保険料を納めていただきます。

■特別徴収

年額18万円以上の年金受給者は、毎年度4月から年6回の年金支給の際、保険料を天引きでお支払いいただきます。なお、年金額が年額18万円以上であっても後期高齢者医療保険料と介護保険料の合算額が、対象となる年金受給額の2分の1を超える方やその他の事情のある方は、普通徴収となります。

※特別徴収は口座振替への変更が可能です。希望する方は通帳・届出印・被保険者証を持参のうえ、健康づくり課までお越しください。

■普通徴収

特別徴収の対象とならない方は、7月から翌年3月までの9期割りでお納めいただきます。

問合先 健康づくり課

☎ (275) 6392

令和2年度の

地区自治会長が 決まりました。

各自治会では会員の自主的な協力のもと、生活環境の向上と会員相互の親睦を深め、明るく住みよい「まちづくり」を推進しています。

また、まちの美化や自主防災活動の推進、防犯活動、防犯灯の維持管理、レクリエーション事業、広報紙などの配付、回覧や会報などによる情報提供等、様々な活動を行っています。

問合先 秘書課
☎(275)6082

高陽 校区

第1区 中谷正彦
第2区 福江 登
高石綾園住宅 藤村秀幸
高 南 藤本睦朗
綾園7丁目 明石 進
高石サントウ 佐藤敏江

高石 校区

第3区 木下敏朗
第4区 奥野啓治
第5区 船留眞一
第6区 森 博英
第7区 関 正男
第8区 中尾淳一

加茂 校区

綾井住宅 村上颯月
三井化学 桑村浩樹
綾井南海住宅 清水隆一
西取石三丁目 銭廣幸壯
自由ヶ丘 柴田正明
伽羅橋荘苑 澤田 滋
高石D地区 林 尋康

東羽衣 校区

旭ヶ丘 竹内慎一
第9区 西中 隆
第10区 原野昭夫
第13区東羽衣 鈴木 保
羽衣荘園地区 川村武司
東羽衣荘苑 植松 隆

羽衣 校区

第11区 西川健治
第12区 吉田和光
第13区 出口凱嗣

清高 校区

綾井 上田一雄
大 園 東野隆史
平坂荘園 山路駒子
朝日荘園 水本文宏
大 一 漆本壽子
昭和園 二宮サキ子
高石スカイハイ 佐治哲夫
西取石7丁目 藤田政明
コーポビル 古賀秀敏

取石 校区

土 生 嶋田豪洋
新家 北川年郎
富 木 寺島 誠
富木府住 譜久山誠
富之里 小谷哲夫
富木南住宅 入口智佳
新 家 住宅 中村洋一
取石住宅 東向郁子
取石中央 金崎誠寛
取石第一住宅 黒木重利
取石3区 鈴江與志子
南 取 石 上月春三
JR富木社宅 清藤康平
大 歳 藤井幹雄

《連合自治会の役職》

会 長	藤田政明	会 計	中谷正彦	理 事	福江 登	理 事	東野隆史
副会長	船留眞一	会 計	鈴木 保	理 事	木下敏朗	理 事	村上颯月
副会長	西中 隆	会計監査	柴田正明	理 事	奥野啓治	理 事	嶋田豪洋
副会長	小谷哲夫	会計監査	譜久山誠	理 事	吉田和光		(敬称略・順不同)

限度額適用・標準負担額減額認定等の更新

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（減額証）は、医療機関に入院や通院した際に窓口で提示すると、医療費・食事代の負担が軽減されるもので、住民税非課税世帯（低所得Ⅰ・Ⅱ）に属する被保険者が対象となります。

また、後期高齢者医療限度額適用認定証（限度証）は、現役並み所得者区分Ⅰ・Ⅱの被保険者が対象です。現在、交付されている認定証の有効期間は7月末日までです。8月1日以降引き続き対象となる方には、有効となる認定証を7月下旬に健康づくり課健康保険係より発送します。なお、認定証が変更になる場合は、再度申請が必要です。

これまで交付を受けていなかった方で、対象となり交付を希望する場合は、窓口で申請してください。

問合先 健康づくり課

☎ (275) 6392

国民健康保険

8月1日から高齢受給者証が新しくなります

国民健康保険に加入する70歳～74歳の方に、新しい高齢受給者証を7月下旬に交付します。現在お持ちの高齢受給者証は7月末日までとなっています。8月以降は新しい高齢受給者証をご利用ください。

高齢受給者証は、毎年8月1日を基準に、70歳～74歳の国民健康保険被保険者の方について同一世帯の住民税課税所得に応じて、負担割合を2割または3割と判定し、有効期限を更新しています。

▼新たに70歳になる方へ

誕生月の翌月（1日生まれの方は誕生月）から高齢受給者証の適用対象となりますので、高齢受給者証を誕生月下旬（1日生まれの方は誕生月前月の下旬）にお送りします。医療機関では保険証と高齢受給者証の両方を提示してください。

問合先 健康づくり課

☎ (275) 6374

介護保険

介護保険料納入通知書（本算定）を送付します

介護保険料は、令和2年4月1日現在の世帯構成と平成31年（令和元年）中の所得金額に応じて算定されています。保険料と支払い方法は次のとおりです。

■特別徴収

老齢・退職・遺族・障害年金（老齢福祉年金は除く）を年額18万円以上受給している65歳以上の方は、保険料が年金から引き落とし（特別徴収）されます。7月に年間保険料が決定し、仮徴収期間（4・5・6月）の保険料を差し引いた額が10月以降の保険料となります。

■普通徴収

特別徴収以外の方は納付書や口座振替等で納めていただきます。

7月に年間保険料が決定し、仮徴収期間（4・5・6月）の保険料を差し引いた額を本徴収期間（7月～翌年3月）で徴収します。

▼介護保険料の軽減措置

消費税増税に伴い、本算定で次の

令和元年度の余った無料普通ごみ処理券を

日用品と交換します！



令和元年度の無料普通ごみ処理券（ピンク）を使い切らずに残されている場合、15枚（1シート）をトイレトーパー2ロールに、30枚（2シート）を30リットルのごみ袋1セット（10枚）に交換します。なお、15枚（1シート）に満たない場合でも、8枚以上あればトイレトーパー1ロールと交換します。

事前にダウンロードした申請書を記入後、持参していただく手続きがスムーズです。申請書のダウンロードは市ホームページをご覧ください▶

問合先 生活環境課 ☎ (275) 6266



交換期間

7月13日^月～22日^水

午前9時30分～午後4時

13日～19日：市役所（別館1階）

20日～22日：とろしプラザ

感染拡大防止のためにご協力ください

- ・体調不良時の来場自粛
- ・筆記用具持参
- ・マスクの着用
- ・持ち帰り用袋
- ・ソーシャルディスタンスの確保

今月が納期限の税金

〈固定資産税〉 〈都市計画税〉 第2期分

7月31日までにお近くの
金融機関またはコンビニエンス
ストア等で納めてください。



問合先

健康づくり課
☎ (275) 6329

改定後の年間保険料額

保険料額	改定後	現状
第1段階	22,800円	28,500円
第2段階	30,400円	39,900円
第3段階	53,200円	55,100円

とおり第1段階から第3段階まで介護保険料の軽減措置を行います。

各種

水道水の水質検査結果

※令和2年5月採水分

項目	基準値	検査結果値
一般細菌	1ml中100以下	0
大腸菌群	検出されないこと	検出せず
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	0.78mg/l
鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.01mg/l未満
マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	0.005mg/l未満
塩化物イオン	200mg/l以下	17.0mg/l
有機物(全有機炭素の量)	3mg/l以下	0.8mg/l
pH値	5.8~8.6	7.38
平均遊離残留塩素	0.1mg/l以上	0.6mg/l
味	異常でないこと	異常なし
臭気	異常でないこと	異常なし
色度	5度以下	0.5度未満
濁度	2度以下	0.1度未満

※表の値は、本市の代表的な水質値
※基準値は、水道法に定める値
※pHとは、水道水1L中に溶けている物質の重さ
なお、水質検査計画と検査結果の詳細は、行政資料コーナー、上下水道課の窓口及び市ホームページで閲覧できます。

問合先 上下水道課

☎ (275) 6426

アンケートに答える アルバイトをしたら 勝手に借金されていた

事例 大学構内で男性に声を掛けられ、アンケートに答えるアルバイトをした。アルバイト代の2千円は現金でもらったが、「後日、残りの千円を振り込むため必要」と言われ、銀行口座番号とキャッシュカードの暗証番号、氏名、電話番号を伝え、運転免許証も見せた。男性はそれらの情報をアプリに入力していた。後日、教えてもらっていた男性の電話番号に連絡すると消費者金融につながり、30万円の借金をされていたことが分かった。(当事者：大学生 男性)

消費生活センターだより
Consumer service center newsletter



アルバイトの報酬の支払いのためだと言われても、見ず知らずの相手に運転免許証の写真を撮らせたり、銀行口座やキャッシュカードの暗証番号等を伝えたりしてはいけません。不審な勧誘を受けた場合や、身に覚えのない借金に気づいたときには、消費生活センターにご相談ください。

困ったときは、消費生活センターへ ☎ (267) 5501

場 所 市役所本館2階 時 間 9:00~16:45 休館日 土・日曜日、祝日 ※休館日は「消費者ホットライン」☎188へお問い合わせください

※国民生活センター「子どもサポート情報 第155号」から抜粋・イラスト黒崎玄

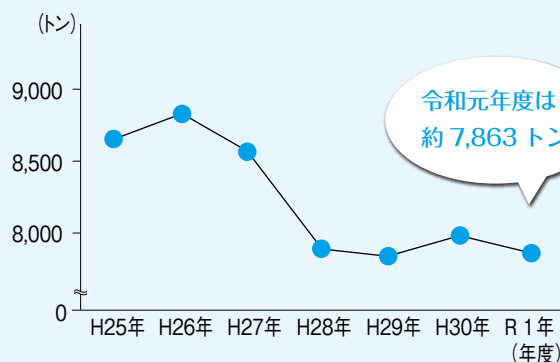
引き続きご協力をお願いします！

ごみの減量・再資源化

問合せ 生活環境課 ☎(275)6266

令和元年度の「普通（可燃）ごみ」の収集量は、約7,863トン（前年度比約-75トン）となりました。また、令和元年度の「プラスチック製容器包装」の収集量は、約286トン（前年度比+7トン）収集することができました。引き続き、ごみの減量・再資源化にご理解・ご協力をお願いします。

家庭系普通（可燃）ごみ量の推移



引き続き削減に、
取り組みましょう！



■紙ごみの集団回収にご協力を！

普通（可燃）ごみの約4割は紙類が占めています。紙類を自治会や子ども会等の集団回収へ積極的に出すことが、ごみの減量・再資源化につながります。

※集団回収を定期的実施する自治会等の各種団体に対して、奨励金を交付する制度があります。

■水切りをして、生ごみを減量！

生ごみの80%は水分です。三角コーナー等で水を切るだけで約10%の減量が実現できます。濡れたごみを燃やすには、余分なエネルギーと費用が必要となり、地球温暖化の原因となる二酸化炭素も通常以上に排出されます。なお、生ごみ処理機の購入に対する補助制度も実施しています。

■「プラスチック製容器包装」の分類について

【プラスチック製容器包装として分別するごみ】

カップ麺・弁当などの容器、食品トレー、卵パック、シャンプー・洗剤のボトル、レジ袋、ペットボトルのふた・ラベル、緩衝材 など



※重ねてまとめたり、つぶすことでかさばらなくなります。

【プラスチック製容器包装ではないごみ】

ハンガー、文房具、洗面器、おもちゃ、クリーニングの袋、カミソリ、注射針、ライター など
上記を参考に正確な分別をお願いします。

※医療用の針が付いたものなど危険な異物は絶対に入れないでください。

熱中症シェルターの開設

夏の熱中症対策として、市民の一時避難場所“熱中症シェルター”を次の15 か所で開設しています。冷房や飲料水などを備えている熱中症シェルターを暑さからの一時的な避難にご利用ください。

期間 9月30日まで（気候によって変更あり）

問合せ 危機管理課 ☎(275)6247

※開館時間は、各施設で異なるので事前にお問い合わせください。

市内の熱中症シェルター	千代田公民館 ☎(264)0886
市役所（別館） ☎(275)6247	清高公民館 ☎(263)5885
とろしプラザ ☎(260)0550	中央公民館 ☎(265)6422
デージードーム ☎(263)3317	慶翠苑 ☎(265)3188
ふれあいゾーン ☎(261)3831	瑞松苑 ☎(261)0021
総合保健センター ☎(267)1160	菊寿苑 ☎(271)0112
羽衣公民館 ☎(265)3227	図書館 ☎(263)3100
東羽衣公民館 ☎(262)8545	アブラホール ☎(267)0018

みんないっしょに生きる社会を

まっぼっくり

みんなふつう

府では毎年、人権の尊さやお互いの人権を守ること、差別のない明るい社会を築くことの大切さや平和の尊さを訴えることなどをテーマに、人権啓発詩・読書感想文を、府内の小・中学校（部）生から募集しています。令和元年度には、詩、読書感想文合わせて619作品の応募があり、高石小学校4年生（現在5年生）井手口暉さんの作品が選ばれたので紹介します。

みんなふつう

しょうがいがある人は
かわいそうだと思ってもえたら
不自由なことを手伝ってもらえて
うれしいだろうか

ぼくにしょうがいがあったら

かわいそうだと思ってもほしくない
そのときはそれがぼくのふつうだから

しょうがいのない人から見たら

しょうがいのあることがふつうじゃ
ないだろう

しょうがいのある人から見たら
しょうがいのない人はいいなと思
うかもしれない

でもそれはすぎらしいの多いばく
が
何でも食べれる人はいいなと思う
のと同じ
しょうがいがあってもなくても
みんな自分がふつうで
自分のできないことをできる人
いいと思う
だからしょうがいがあってもなく
ても、
同じだと思う

作品の最後にあるように、障
がいは、あってもなくても同じ
なのです。障がいは特別なこと
ではなく、病気やけが、加齢な
どで障がいのある人となる可能
性は誰にでもあり、誰にとつて
も身近なもので決して他人事で
はありません。

平成28年、障がいの有無によ
って分け隔てられることなく、
相互の人格と個性を尊重しなが
ら共生する社会の実現に資する
ことを目的とした「障害を理由
とする差別的解消の推進に関す
る法律」が施行されました。法
律では、障がいを理由とする差
別について「不当な差別的取扱
いの禁止」と「合理的配慮の提

供」の二つに分けて整理し、各
行政機関や企業・店舗などの事
業者に、障がいを理由とする差
別的取扱いを禁止しています。
「不当な差別的取扱い」とは、
例えば障がいを理由として正当
な理由なくサービスの提供や店
舗への入店を拒否する、求人募
集時に障がいがあることを理由
に応募させない、社会の中のバ
リア（障壁）を除去するための
負担が過重でないにもかかわらず
合理的配慮をしない、などで
す。「合理的配慮」とは、例え
ば車いすの高さに合わせて机の
高さを調整する、目の不自由な
人のために音声ガイドや点字付
きのメニューを用意する、知的
障がいのある人のために分かり
やすい図などを用いて説明する、
などです。

障がいのある人もない人も、
全ての人々にとって住みよい社
会の実現をめざすため、私たち
はより一層障がいのある人に対
する十分な理解と配慮が必要なの
ではないでしょうか。

人権推進課
☎(275) 6279

高石市議会 3 役決まる

5月20日に開催された令和2年第1回高石市議会臨時会において、議長に永山誠氏、副議長に東野隆史氏、監査委員に阪口茂氏が選出されました。

議長

永山 誠
(高志会)

平成23年に初当選し、現在3期目。この間、副議長や監査委員、議会運営委員会委員長などを歴任されています。

副議長

東野 隆史
(市民クラブ)

平成27年に初当選し、現在2期目。この間、監査委員や総務文教委員会委員長などを歴任されています。

監査委員

阪口 茂
(公明党)

平成31年に初当選し、現在1期目。今回、監査委員として選出されました。